

令和7年度及び令和8年度山梨県特定施設入居者生活介護指定候補者募集要項

1 目的

この要項は、健康長寿やまなしプラン（令和6年度～令和8年度）において介護待機者ゼロ社会の実現に向けた施設整備として推進することとしている特定施設入居者生活介護の指定を行うに当たり、事業者選定の公正性を確保するとともに、より優れた介護サービスを安定的に提供することができるよう、広く指定希望者を募集し、特定施設入居者生活介護指定候補者（以下「指定候補者」という。）を選定しようとするものです。

2 募集の概要

(1) 介護サービスの種類

特定施設入居者生活介護（一般型、外部サービス利用型のどちらも可）

(2) 施設の種類

- ・有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅に登録するものを含む。）

※特定施設入居者生活介護の指定申請前に、老人福祉法に規定する有料老人ホーム設置届出、高齢者の居住安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録等が完了している必要があります。

※サービス付き高齢者向け住宅の場合は、有料老人ホームに該当するものでなければ応募できません。

- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム

(3) 募集整備数

整備年度	令和7年度	令和8年度
圏域	中核市（甲府市）を除く全圏域	
整備床数	75床	79床

※計画の円滑な実施のため今回は令和7年度及び令和8年度の2年分をまとめて募集します。

※本要項においては、**広域型**の施設として募集・指定をいたします。

※介護専用型特定施設（①）であり、その入居定員が29人以下の施設（②）は「地域密着型特定施設」として、**市町村による**指定を受けることになりますので本募集の**対象外**です。（本事業の**対象外**となるのは**①②をともに満たす施設**です。このような施設に係る募集の有無については該当市町村にお尋ねください。）

※募集時点では中核市を除き圏域の指定は行いませんが、審査では募集に応じて圏域ごとの状況を勘案する場合があります。

(4) 募集上の留意点

- ① 令和7年度分については令和7年4月1日から令和8年3月31日まで、令和8年度分については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに特定施設入居者生活介護の指定を受け、事業を開始できる施設であることが必要です。
- ② 施設は、「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例」(平成24年山梨県条例58号)の規定に適合することが必要です。
- ③ 有料老人ホームに該当する場合は「山梨県有料老人ホーム設置運営指導指針」(令和3年7月1日最終改正)(以下「県指導指針」という。)に適合していることが必要です。
- ④ 有料老人ホーム及び軽費老人ホームの設置届出が済んでいない場合、手続きが必要となります。応募前に必ず山梨県福祉保健部健康長寿推進課に相談し、確認してください。
- ⑤ サービス付き高齢者向け住宅として応募する場合は、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法令施行規則」(平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号)等関係法令による登録基準に適合していることが必要です。サービス付き高齢者向け住宅として未登録の場合、応募前に必ず山梨県県土整備部建築住宅課に相談し、確認してください。
- ⑥ 要介護状態の方が利用する特定施設入居者生活介護には、消防用設備等の設置が義務づけられています。消防用設備等に関しては、事前に施設予定地を管轄する消防署に相談してください。

3 応募の資格要件

- (1) 応募できる者は法人(法人設立予定者を含む。)とする。法人設立予定者は、法人の概要及び設立時期等が明確なものに限る。
- (2) 応募者及び法人の役員等(法人設立予定者及び就任予定役員等を含む。)は介護保険法第70条第2項第二号から第十一号に規定する指定除外要件に該当していない者であること。
- (3) 応募者は当該募集締切日において、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領及び山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止措置に該当していない者であること。
- (4) 法人及びその代表者(新設法人の場合は代表就任予定者)は、国、県及び市町村税について、滞納していないこと。
- (5) 法人の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 建設用地については、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法及びその他土地にかかる法的規制について、関係部局等に事前相談を行い、あらかじめ当該計画の実現性を確認していること。
- (7) 建設用地については、原則として、法人が所有している土地、あるいは買収が確実にできる土地であること。また、有償、無償を問わず、借り上げにより建設用地を確保する場合は、施設の長期の運営が保障されるための適切な措置(30年間以上の地上権等の設定)が取れるものであること。

- (8) 建設用地に抵当権等の施設存続の支障となり得るような権利設定がないこと。または、その権利の抹消が確実であること。ただし、既に建設用地を自己所有している場合で、当該施設を建設するために設定した抵当権等は除く。
- (9) 設置場所が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき山梨県が指定する土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）又は、山梨県が公表する土砂災害危険箇所でないこと。
- (10) 設置場所が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき山梨県が指定する急傾斜地崩壊危険区域でないこと。
- (11) サービス付き高齢者向け住宅で応募する場合は、有料老人ホームに該当するものであること。
- (12) 有料老人ホームで応募する場合、指定を受けようとする建物が「県指導指針」中の『第8 既存建築物等の活用の場合等の特例』に基づく建築物等ではないこと。

4 提出書類等

応募者は、「提出書類一覧表」に記載した書類を提出してください。書類への記載は、様式の項目の全てに記載してください（該当しない箇所は「該当なし」等を記載すること。）。

(1) 書類提出に関する事項

- ① 受付締め切り後の提出内容の変更等は認めませんが、本県が必要と判断した場合に、書類の追加、補正を求めることがあります。
- ② 介護保険法、老人福祉法、高齢者の居住の安定確保に関する法律、農地法、河川法、砂防法、文化財保護法、森林法、自然公園法、都市計画法、建築基準法、消防法、県景観条例等の関係法令（以下、「介護保険法等関係法令」という。）を遵守するとともに、法令等に規制がある場合は、関係機関と十分協議を行うようにしてください。
- ③ 応募に要した費用については、応募者の負担とします。
- ④ 提出された書類は返却いたしません。
- ⑤ 応募受付後辞退する場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。

(2) 質問・相談等について

- ① 公募全般に関する質問は、「特定施設公募に係る質問票」により、メールで提出してください。電話や口頭での質問は受け付けません。
 - ※ メールアドレスは「6 提出先等」のとおりです。
 - ※ メールで質問する場合は表題を「特定施設公募質問票（重要）」としてください。
- ② 質問内容は簡潔かつ明確に記載してください。
- ③ 応募者は、介護保険法及び関係基準を理解したうえでの応募を前提としているので、指定基準等法令で確認できる内容、例えば、「特定施設入居者生活介護の指定基準を教えてください」、「介護職員の配置はこれでいいか」などの質問は受け付けません。ただし、指定基準の解釈上の疑義についてはこの限りではありません。

- ④ 応募者に関する情報等及び受付期間終了後の質問は受け付けません。
- ⑤ 質問の中で応募者に周知する必要性がある場合は、その回答等を山梨県健康長寿推進課ホームページで公表します。

5 提出書類の受付期間

受 付 期 間	令和7年5月30日（金）～ 7月4日（金）※土・日・祝日除く
受 付 時 間	8時30分 ～ 17時15分

6 提出先等

	摘 要
提 出 先	山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県福祉保健部 健康長寿推進課 介護人材・基盤整備担当（山梨県庁本館5階） 電話：055-223-1451 FAX：055-223-1469 メールアドレス：chouju-kiban-chousa@pref.yamanashi.lg.jp
提 出 部 数 及び 作 成 方 法	正本1部、副本1部 ・ 副本はコピー可。ただし、原本がカラーの場合は、副本もカラーとすること。 （代表者（法人登記）印部分は除く。） ・ A4版で作成し、フラットファイルに綴じること。 ・ 図面はA3版で作成して、たたんで綴じること。 ・ 正本は目次とインデックスをつけることとし、インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付して綴じること。
提 出 方 法	上記提出先まで持参または郵送

7 選定について

(1) 選定方法

① 適合審査

応募書類により、資格要件、設備基準等について、別紙「審査基準」の「適合判定基準」により適合審査を行います。「2募集の概要（4）募集上の留意点」、「3応募の資格要件」に違反している場合、「適合判定基準」を満たさない場合は、選定対象外とします。

② 内容審査

応募書類及び応募事業者のプレゼンテーションをもとに、選定委員会において内容審査を行い、得点の高い応募事業者から順に指定候補者として選定します。ただし、既に特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設の運営実績があるなど、運営に係る専門的な知見を有すると認められる場合はこの限りではありません。

なお、施設の独自の施設整備や運営内容等アピールしたい事項があれば、応募書類の中で積極的

に示すよう努めてください。

(2) 選定結果

審査を行った全ての事業者を選定結果を通知します。また、指定候補者名のみを山梨県ホームページで公表します。

(3) その他の留意事項

- ① 選定は介護保険法上の指定を確約するものではありません。指定候補者に選定されても、指定申請手続において指定基準に該当しない場合は、指定は行いません。
- ② 選定状況に関する照会は一切応じられません。
- ③ 施設整備に係る山梨県からの補助金の交付はありません。開設準備に係る補助金については、対象となる場合があるので、お問い合わせ下さい。
- ④ 特定施設入居者生活介護の指定申請は原則として事業開始の1ヶ月前までに行うようにしてください。

8 候補者選定のスケジュール（予定）

主な内容	日程
募集要項発表	令和 7年 5月30日
公募に係る質問受付期間	令和 7年 5月30日 ～ 6月13日
公募に係る質問回答期限	令和 7年 6月20日
応募書類の受付期間	令和 7年 5月30日 ～ 7月 4日
審査（プレゼンテーション）・ 選定・通知・公表	令和 7年 8月以降

9 選定後の手続き

- (1) 選定された指定候補者は、速やかに特定施設入居者生活介護の指定権限をもつ山梨県健康長寿推進課介護サービス振興担当と協議に入り、事業開始に向けて必要な指導を受けてください。
- (2) 近隣住民に対し、事業者の責任で十分説明を行い、誠実な対応を行ってください。
- (3) 令和7年度募集分については選定後から令和8年3月31日まで、令和8年度募集分については令和8年4月1日から令和9年3月31日までに指定を受け、事業を開始することができるよう作業を進めてください。

10 選定の取消

- (1) 指定候補者が、虚偽その他不正な手段により選定を受けた場合は、その選定を無効とします。
- (2) 指定候補者が、介護保険法等関係法令を遵守することなく手続を行う場合は、その決定を取り消すことがあります。

- (3) 選定後、下記の事業計画に変更が生じた場合は、その決定を取り消すことがあります。
- ① 応募法人（設立予定法人を含む。）に重大な変更が生じたとき
 - ② 定員の変更
 - ③ 施設予定地の変更、または施設予定地が確保できないとき
 - ④ 施設計画に重大な変更が生じたとき
 - ⑤ 建設等に必要な資金調達が明らかに困難になったと認められるとき
 - ⑥ その他、特定施設の運営に支障をきたすと認められるとき
- (4) 事業開始日に大幅な遅延が生じた場合、あるいは特定施設入居者生活介護の指定申請書が原則として事業開始日の1ヶ月前までに提出されなかった場合（県がやむを得ないものと認めた場合を除く。）、その決定を取り消すことがあります。
- (5) (1)～(4)までの決定を取り消した場合、要した費用の弁済及び損害賠償を県に求めることはできません。

(別紙)

審 査 基 準

(適合判定基準)

審査項目	審査の視点
1. 事業開始年度	令和7年度募集分については令和8年3月31日までに、令和8年度募集分については令和9年3月31日までに特定施設入居者生活介護の指定を受け、確実に事業を開始できるか。
2. 実現性等	- 応募者が法人設立予定の場合は、法人の概要及び設立時期等が明確であり設立の確実性が見込めるか。 - 応募者が既存法人である場合には、最新の貸借対照表において債務超過になっておらず、また、最近の損益計算書が黒字であるなど、経営に安定性があるか。 - 応募者が介護保険サービス事業者である場合は、県監査等の指摘事項が改善済みまたは運営に関して重大な問題を起こしたことがないか。
3. 事業予定地	- 用地は、原則として設置運営者の所有地であるか。借地の場合は地権者から確約を得ているか。また、施設の長期の運営が保障されるための適切な措置（30年間以上の地上権等の設定）を取る予定であるか。 - 用地には抵当権等が設定されていないか。抵当権が設定されている場合には、被担保権が当該施設に係るものを除き、その解除の確約が得られているか。 - 災害に係る指定区域又は指定が見込まれる区域ではないか。指定区域又は指定が見込まれる区域の場合は、避難計画が作成されているか。 - 隣接土地所有者等の同意は得られているか。又は得られる見込みがあるか。 - 法令による規制の問題はないか。 （農地法、河川法、砂防法、文化財保護法、森林法、自然公園法、都市計画法、消防法、景観条例等）
4. 施設設備・ 人員基準等	- 建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物であるか。 - 一時介護室※、浴室、便所、食堂及び機能訓練室※を有しているか。（※＝代替室、スペースが確保されている場合は当該室を設けなくとも可） - 介護居室、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例」第219条第4項で定める基準を満たしているか。 - 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。 - 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が設けられているか。 「山梨県有料老人ホーム設置運営指導指針」第8 既存建築物等の活用の特例に該当しない建物等であるか。 - 従業員の員数が「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例」を満たす計画となっているか。 - 管理者が常勤で当該事業所の管理業務に従事する計画となっているか。 - 協力病院として近距離にある医療機関と確実な医療連携体制が確保される見込みがあるか。 - 協力歯科診療機関として近距離にある歯科診療機関と確実な歯科医療連携体制が確保される見込みがあるか。

(評価基準)

審査項目	審査の視点
1. 法人の運営概念 (配点:10点)	・ 老人福祉の基本理念を十分理解し、熱意があるか。 ・ 特定施設入居者生活介護の果たすべき役割を認識し、意欲的に取り組む姿勢がみられるか。
2. 職員の確保・配置 (配点:15点)	・ 職員の確保の見通しに確実性があるか。 ・ 認知症介護の専門知識を有する職員や、機能訓練指導員として常勤の理学療法士などを配置するなど、職員配置について特に優れた事項はあるか。 ・ 職員の定着や資質向上のための取り組みに優れた事項はあるか。 ・ 例) キャリアパス制度の導入、認知症介護・看取り介護の研修の実施、入居者の人権や尊厳に関する研修の実施 等
3. サービスの提供 (配点:25点)	・ 入居者の要介護状態の軽減または悪化防止のための取り組みについて、具体化されているか。 ・ 入居者の要介護状態が悪化した場合や医療的ケアが必要になった場合について、具体的な対策があるか。 ・ 入居者とその家族との交流の機会の確保や、地域活動への参加など、家族・地域との積極的な連携は図られているか。 ・ 生活相談や苦情処理窓口の設置など、サービスに対する入居者の声を的確に把握する仕組みはあるか。 ・ 月額利用料及び入居一時金が一般の高齢者層に配慮した料金設定となっているか。
4. 安全衛生・防災等 (配点:10点)	・ 安全衛生・防災対応について、十分準備されているか。 ・ 例) 感染症対策・食中毒予防・災害対応等のマニュアル（又は案）等の用意 ・ 身体拘束や虐待防止への取り組みが具体化され、明確になっているか。
5. 立地条件等 (配点:15点)	・ 主要な道路から施設への進入路は、緊急車両や施設訪問者の車両が円滑に通行できるものであるか。 ・ 入居者家族や施設訪問者の駐車場は余裕をもって確保されているか。 ・ 平地であるなど、徒歩や車椅子による外出の機会を促進する生活環境であるとともに、平穏な生活を維持できる環境か。
6. 実現性等 (配点:10点)	・ 資金調達の方法や資金収支計画は適正に見込まれ、その財源が明示されているか。 ・ 市町村や隣接地権者等の理解が得られ、工程表等から、事業が確実に実現できる予定となっているか。
7. その他事業計画 (配点:15点)	・ 独自のサービスや特徴など、特に優れたところがあるか。 ・ 施設・設備面において入居者への配慮など、特に優れたところがあるか。